# 座間市立中学校に係る部活動の方針

令和元年9月 座間市教育委員会

## 目 次

座間市立中学校に係る部活動の方針策定の趣旨

- 1 適切な運営のための体制整備
  - (1) 部活動の方針の策定等
  - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
  - (1) 指導計画
  - (2) 指導
  - (3) 健康·安全管理
  - (4) 体罰等の根絶
  - (5)活動日と活動時間
  - (6) 活動の休止・停止及び廃部
  - (7) 生徒の引率
  - (8) 部活動保護者会
  - (9) その他

座間市立中学校に係る部活動の方針策定の趣旨

本方針は、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下、「国の運動部ガイドライン」という。)及び平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下、「国の文化部ガイドライン」という。)、また、平成30年3月に神奈川県教育委員会が策定した「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」(以下、「県の方針」という。)を参考に、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術の環境を構築するという観点に立ち、座間市立中学校の部活動が、地域・学校・種目等の違いに応じて多様性に富み、かつ適切に実施されるために、以下の諸点を定めるものである。

## 【 基本的な考え方 】

- ・部活動は、生徒の主体的、自主的活動であり、保護者と教職員の協力のもと、生徒一人ひとりの能力の開発と伸長を期して行われるものである。
- ・部活動は、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環 として、教育課程との関連が図られるよう留意するべきである。
- ・部活動は、学校全体として「教職員の働き方改革」を鑑み、指導・運営の工夫を行い、 持続可能な運営体制を構築していくものである。

#### 1 適切な運営のための体制整備

## (1) 部活動の方針の策定等

- ア 座間市教育委員会が実施すること
  - ・市教育委員会は、「国の運動部ガイドライン」・「国の文化部ガイドライン」に則り、「県の方針」を参考に、部活動の特性を踏まえ、「座間市立中学校に係る部活動の方針」(以下、「市の方針」という。)を策定する。
  - ・市教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定が効率的に行われるよう様式の作成等を行う。

### イ 学校が実施すること

- ・校長は、「市の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」(以下、「学校の方針」という。)を策定する。
- ・顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月 の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、 校長に提出する。校長は、学校の活動実績を教育委員会に提出する。
- ※ 年間計画は年度当初、月間計画は前の月に作成し、それぞれ校長の承認を得た上で、生徒・保護者に配付する。
- ・校長は、「学校の方針」及び活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により 公表する。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

#### ア 座間市教育委員会が実施すること

- ・市教育委員会は、生徒の「バランスのとれた心身の成長と学校生活」及び教職員 の「学校における働き方改革」の視点から、各学校の部活動実施状況を把握し、業 務改善及び勤務時間管理等の指導を行う。
- ・市教育委員会は、各学校の要請に応じて、部活動指導員(顧問の代わりとなる学校の職員)(以下、顧問に含める。)の任用と配置について検討する。

#### イ 学校が実施すること

- ・校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の 長時間勤務の解消等の観点から、部活動を円滑に実施できるよう、適正な数の部活 動を設置する。
- ・校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な配置となるよう留意するとともに、可能な範囲で1つの部活動に複数の顧問が配置できるようにし、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ・校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容・活動時間を把握し、生徒が安全かつ健康に部活動に取り組めるようにする。
- ・校長は、教師の負担が過度とならないよう、1か月の土曜日及び日曜日・祝日(以下「休日」という。)等の教員個々の部活動指導時間を把握し、指導・是正を行う。

#### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### (1) 指導計画

- ・顧問は、指導計画を作成するにあたっては、生徒の状況に応じた活動目標を定め、 目標に向かって無理のない計画を立てる。また、学年差、男女差、個人差に配慮した 活動内容・方法を工夫する。
- ・顧問は、指導計画、活動内容・方法を検討する際に、専門的知識を持つ保健体育科 教諭や養護教諭等との連携を図るようにすることが望ましい。
- ・顧問は、活動の目的・内容等については、生徒に十分理解させるとともに、立案の 段階から生徒を参画させることが望ましい。

## (2) 指導

- ・学校は、校内における指導組織を確立し関係教職員全員が連携を密にし、協力して 指導の充実を図る。
- ・各部の顧問は、指導に努めるとともに、関係教職員との協力体制を整えておく。特に顧問が不在の場合などは、関係教職員は部員から必要に応じて報告を求めたり、随時巡回したりするなどの適当な方法により、その活動状況を互いに連絡するようにし、安全等に十分に配慮した活動に努める。

- ・顧問は、望ましい人間関係の育成に留意し、各部に明朗・快活な気風を育てるよう にするとともに、学級担任や保護者とも十分連絡を取り合い、共通理解を図るように する。
- ・顧問は、活動にあたっては、できるだけ時間を有効に使い、生徒の生活全体からみ て調和の失われることのないように配慮する。
- ・顧問は、活動にあたって、用具や服装等を整える際には、中学生にふさわしいもの を選ぶように指導するとともに、保護者の負担を軽減するよう留意する。

## (3) 健康·安全管理

- ・顧問は、生徒の健康管理については、日常の観察等を十分行い、生徒の健康状態を 把握するよう努める。
- ・顧問は、けが、既往症のある者に対しては、保護者等との連携を図り、健康相談を 密にして体調の変化に留意するとともに生徒の自己管理を徹底し、体調不良の場合は 必ず申し出るようにさせ、適切な処置を行う。
- ・顧問は、対外競技や大会等における成績のみを目標とし、自身はもちろん、上級生が下級生に能力を超えた練習を強いたり、部内で暴力的な行動に及んだりすることの ないように留意する。

## (4) 体罰等の根絶

- ・顧問と部活動指導者(顧問に協力する専門的指導者)(以下、顧問等に含める。)は、 生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に捉え、合理 的な内容と方法により、部活動の指導を行う必要がある。
- ・顧問等は、指導と称して殴る蹴る等の行為はもちろんのこと、健康・安全管理の点から認め難いまたは限度を超えたような肉体的・精神的負荷を課す行為、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントと判断される発言や行為、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねあるいは否定する行為等は、決してあってはならないと認識すべきである。
- ・顧問等は、部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは あってはならない。研修等を重ね、指導力の向上を図り、「体罰は許さない」という 信念のもと、生徒の心に響く指導を心掛けるべきである。
- ・顧問等は、「厳しい指導」と称する体罰が、部活動内の先輩、後輩等、生徒間においても行われないように注意を払うべきである。

#### (5)活動日と活動時間

- ・学校は、部活動を実施するに当たって、1週につき2日以上の休養日を設ける。平日のうち少なくとも1日、また休日(土曜日、日曜日、祝日等)のうち少なくとも1日以上を休養日とする。休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校は、部活動を行う1年間を52週とみなし、平日及び休日それぞれに対して5

- 2日以上の休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうちにも、平日及び休日に必ず休養日を設定する。活動にあたっては、最終下校時刻を守る。
- ・学校は、1日の活動時間を、長くとも平日は2時間程度、長期休業中及び休日(土曜日、日曜日、祝日等)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行うように指導する。
- ・学校は、活動日数の設定にあたっては、生徒の体力や地域の行事、年中行事、家族 とのふれあい等を十分考慮する。
- ・学校は、朝練習の時間は1時間以内とし、授業に支障のないように配慮する。

#### (6)活動の休止・停止及び廃部

- ・校長は、定期テストのある場合は、1週間前から活動を休止する等の配慮をする。 ただし、公式試合等がある場合の練習については、体調に響かない範囲で許可することができる。
- ・校長は、顧問が異動等で不在となり、新たに顧問を充てることができなくなった部 は、休止または廃部とする。
- ・校長は、部内に不祥事が発生し、活動の継続が好ましくないときは、顧問及び関係 教職員との協議により活動を停止させ、あるいは廃部にする。また、再活動の場合も 同様に協議する。

## (7) 生徒の引率

- ・顧問は、生徒を校外の活動に参加させる場合は、本人の意思、健康などに十分配慮 するとともに、その保護者の了解を得る。
- ・生徒の集合・解散は学校を原則とするが、最寄り駅等で集合・解散をする場合は、 顧問は安全確保に留意する。
- ・顧問は、校外で部活動を行う場合は、必要に応じて、校長の承認書、保護者の承諾 書等を関係者に提出する。

#### (8) 部活動保護者会

- ・学校は、部活動保護者会を、年1回以上設ける。
- ・顧問は、部の方針・組織・活動計画・会計等を明確にするとともに、保護者との間 に意志の疎通が十分に図れるよう留意する。

## (9) その他

- ・顧問は、対外競技、大会等に参加する場合、教育委員会への届は要しないが、校長 の承認及び保護者の承諾を得て参加するものとする。
- ・出場最低人数を下回るなどの理由から、合同チームを編成するにあたっては、当該 校の校長及び顧問は、互いに協力し、移動時の引率を含めた安全確保や練習時間、練 習場所、指導体制等を十分考慮・確認し、生徒、保護者の理解の上で、実施を進める

ものとする。

## 附則

- 1 座間市立中学校部活動指導要領(平成12年4月1日適用)は廃止する。
- 2 この方針は、令和元年10月1日から施行する。
- 3 この方針は、施行後3年を目途として施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。